

## マイナ免許証運用開始に伴う対応について

いつも、エスケーリース株式会社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、道路交通法の改正により、2025年3月24日(月)から運転免許証の情報が記録されたマイナンバーカード「マイナ免許証」の運用が開始され、以下3つの運転免許証の持ち方が可能になります。

1. マイナ免許証のみを保有
2. マイナ免許証と従来の運転免許証の両方を保有
3. 従来の運転免許証のみを保有

※「マイナ免許証」の詳細は、警察庁のホームページ [をご覧ください](#)

弊社においても、「マイナ免許証」でのご利用について検討を進めておりますが、

具体的なご利用方法やご利用開始時期など、諸条件については改めてご案内いたします。

つきましては、当面の間は「従来の運転免許証」のみで対応をさせていただきます。

弊社を、ご利用されるお客さまにおかれましては、「マイナ免許証と従来の運転免許証の併用」、または「従来の運転免許証」にて、運転免許資格の発行・更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

ご不便をおかけしますが、ご理解の程宜しくお願い致します。

引き続き、エスケーリース株式会社をお引き立て賜りますよう、宜しく願い申し上げます。